

第1章 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

百舌鳥古墳群は、堺市内の北西部において東西・南北約4kmの範囲に所在する古墳群である。4世紀後半から6世紀後半までの間に100基を超える古墳が築かれ、巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）を核に、大型および中型の前方後円墳、帆立貝形古墳、中小の円墳や方墳など様々な形態・規模の古墳で構成されている。古墳には海外との交流を示す大量の鉄製品や希少な金銅製品、ガラス製品などが出土している。古墳の規模だけでなく出土する副葬品の内容においても他を凌駕しており、墳墓によって権力を象徴したわが国の歴史を物語る顕著な証である。

第二次世界大戦後、都市化により数多くの古墳が失われた。昭和30年（1955）のいたすけ古墳の保存運動を契機として、昭和31年にいたすけ古墳が史跡指定され、昭和49年までに6基の古墳が順次指定された。平成26年（2014）には群として一体的な保護を図るため、既指定の6基に10基を追加統合し、百舌鳥古墳群に名称を変更した。

堺市は史跡百舌鳥古墳群を適切に保存管理し、整備を進めるため、平成27年（2015）に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」、平成30年（2020）に「国指定百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）」（以下「第1期計画」）を策定した。

令和元年（2019）7月には、羽曳野市・藤井寺市に所在する古市古墳群とともに「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として世界遺産に登録された。登録時には世界遺産委員会から「計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」等が追加的勧告された。追加指定や追加的勧告に対応すべく、令和5年3月に「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」（以下「保存活用計画」）を策定した。

こうした経緯を踏まえ、保存活用計画で示した方針に基づき、史跡百舌鳥古墳群の整備を推進するため、短期事業を終えた第1期計画を見直し、「史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）」（以下「本計画」）を策定する。

(2) 計画の目的

①計画策定の目的

百舌鳥古墳群は多様な規模と形の古墳で構成され、立地も公園や市街地など様々で、分布にも粗密がある。古墳の残存状態も墳丘から濠まで築造当初にはほぼ近い状態のものから、墳丘の一部しか残されていないものまで、古墳ごとに大きく異なる。史跡指定地の公有化や調査の進捗状況も同様である。このように古墳ごとに状況は異なるが、史跡の本質的価値を良好な状態で後世に継承し、同時に顕在化させるため、整備の方針や方法を明示することを目的とする。

②計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、史跡内の緊急的な整備や環境整備を実施する。令和17年度(2035)以降の事業計画については、整備の進捗状況や社会情勢等の変化を考慮し、事業計画期間の後期(令和12～16年度)に検討する。

③計画対象範囲

百舌鳥古墳群は墳丘が現存する44基の古墳のうち19基が国史跡に指定されている。残り27基には仁徳天皇陵古墳など宮内庁が管理する陵墓と5基の未指定古墳である。現存44基には世界遺産の構成資産が23基含まれる。

本計画の対象とする範囲は、原則として史跡百舌鳥古墳群の指定地内とする。ただし、必要に応じて指定地周辺を含めた一体的な計画も検討する。

④計画の位置づけ

| | |
|----------------|--|
| 保存活用計画 ▼ | <ul style="list-style-type: none">・ 構想、理念、方針の表示・ 保存、管理、整備、活用方針の表示 |
| 整備基本計画 ▼ | <ul style="list-style-type: none">・ 全体及び個別に関する計画の表示・ 公開、管理運営、工程等に関する計画の表示 |
| 基本設計・実施設計 ▼ | <ul style="list-style-type: none">・ 材料、工法等の図面作成・ 仕様書、積算書等による設計図書の作成 |
| 整備工事 ▼ | <ul style="list-style-type: none">・ 許認可申請に関する事務・ 工事監理 |
| 公開・維持管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 整備経過に係る記録作成、成果や工事期間中の公開・ 本質的価値の継続的な保存・ 公開活用のための諸施設の保守管理・ 史跡に関する学術上及び行政上の情報の提供・ 業務を遂行する体制や組織の運営 |

(3) 委員会の設置と策定経過

①堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「堺市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置した「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」で検討を重ねた。また、文化庁と大阪府教育庁からの指導助言を得た。

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置の経緯

| | |
|-----------------------------|---|
| 平成 25 年 (2013) 9 月 13 日付 | 「堺市附属機関の設置等に関する条例」(条例第 4 号) 一部改正 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」の設置 |
| 平成 25 年 (2013) 9 月 18 日付 | 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」(教育委員会規則第 31 号) 制定、10 月 1 日施行 |
| 平成 30 年 (2018) 4 月 1 日付 | 「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を廃止し、「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置する |

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 委員名簿

| | 役職 | 氏名 | 所属(専門) |
|---|---|-------|------------------------|
| ○委員 任期 (令和4年12月1日 ～令和6年11月30日) | 委員長 | 一瀬和夫 | 京都橘大学名誉教授(考古学) |
| | 副委員長 | 禰亘田佳男 | 大阪府立弥生博物館館長(考古学) |
| | 委員 | 瀬渡章子 | 奈良女子大学名誉教授(生活環境学) |
| | 委員 | 中村彰宏 | 大阪公立大学大学院准教授(緑地環境、造園学) |
| | 委員 | 宮路淳子 | 奈良女子大学研究院教授(考古学) |
| ○助言者 | 文化庁文化財第二課 大阪府教育庁文化財保護課 | | |
| ○協力者 | 堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課 堺市文化観光局歴史遺産活用部博物館学芸課 羽曳野市教育委員会事務局世界遺産・文化財総合管理室文化財課・世界遺産課 藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課 | | |
| ○事務局 | 堺市文化観光局歴史遺産活用部 | | |

②計画策定の経過

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 令和 5 年 9 月 29 日 | 第 1 回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 |
| 令和 年 月 日 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 令和 年 月 日 | 計画策定 |

(4) 関連計画との関係

保存活用計画(7頁以降)に示したとおりである。

第2章 計画地の現状

(1) 自然的環境

第1期計画（13頁以降）に示したとおりである。

(2) 歴史的環境

第1期計画（16頁以降）に示したとおりである。

(3) 社会的環境

第1期計画（18頁以降）に示したとおりである。

(4) 関連法規制

保存活用計画（99頁以降）に示したとおりである。

第3章 史跡等の概要および現状と課題

(1) 史跡等指定の状況

①指定の経緯

百舌鳥古墳群は100基以上の古墳が築造されたが、都市化により数多くの古墳が失われた。昭和30年(1955)のいたすけ古墳の保存運動を契機として、昭和31年にいたすけ古墳が史跡指定され、その後6基の古墳が順次指定された。平成26年(2014)には群として一体的な保護を図るため、既指定の6基に10基を追加統合し、百舌鳥古墳群に名称を変更した。平成28年に乳岡古墳では史跡範囲が拡大され、平成30年に御廟山古墳内濠、平成31年にニサンザイ古墳内濠が追加指定された。現存する44基のうち陵墓を除く未指定の5基の古墳については、群として一体的な保護を図るため諸課題の解決に取組、追加指定をめざす。

| 指定年月日 | 指定等 | 名称 | 告示番号 | 備考 |
|-------------------|--------------------|---|--------------------|-------------------------------------|
| 大正9年(1920)4月22日 | 仮指定 | 収塚古墳 塚廻古墳 | 大阪府告示 史第1号 | |
| 大正9年(1920)6月21日 | 仮指定 | 長塚古墳 | 大阪府告示 史第2号 | |
| 昭和30年(1955)11月14日 | 仮指定 | いたすけ古墳 | | |
| 昭和31年(1956)5月15日 | 史跡指定 | いたすけ古墳 | 文化財保護委員会告示 第20号 | |
| 昭和33年(1958)5月14日 | 史跡指定 | 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 | 文化財保護委員会告示 第44号 | |
| 昭和46年(1971)4月23日 | 史跡指定 | 文珠塚古墳 | 文部省告示 第122号 | |
| 昭和47年(1972)7月25日 | 史跡指定 | 丸保山古墳 | 文部省告示 第113号 | |
| 昭和49年(1974)1月23日 | 史跡指定 | 乳岡古墳 | 文部省告示 第6号 | |
| 平成26年(2014)3月18日 | 統合 追加指定 名称変更 | 百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワショウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳 | 文部科学省告示 第34号 | 既存7基 に10基 追加して 統合し名 称変更 |
| 平成28年(2016)3月1日 | 追加指定 | 百舌鳥古墳群 乳岡古墳 | 文部科学省告示 第35号 | 範囲拡大 |
| 平成30年(2020)10月15日 | 追加指定 名称変更 | 百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠 | 文部科学省告示 第193号 | |
| 平成31年(2021)2月26日 | 追加指定 名称変更 | 百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠 | 文部科学省告示 第25号 | |

(2) 史跡等の概要

保存活用計画（9頁）に示したとおりである。

(3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

①活用状況

公開活用のための墳丘整備は行われておらず、史跡百舌鳥古墳群の古墳で墳丘上に立入ることができる古墳は、陵南中央公園にあるドンチャ山古墳・正楽寺山古墳のみである。普段立ち入ることができない古墳は「世界遺産百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会」と堺観光コンベンション協会が実施する文化財特別公開「紐とけば堺」事業に協力して、学芸員の解説付き公開を実施している。

課題 墳丘への立入りは、一時的な公開事業等に限られる。

②情報発信の状況

堺市では堺市博物館や百舌鳥古墳群ビジターセンターを中心に百舌鳥古墳群の価値を広く伝え、ホームページ等を活用しながら情報発信を行っている。堺市博物館、みはら歴史博物館、近つ飛鳥博物館が連携して、この3館に赴き百舌鳥古墳をはじめとする古墳を学ぶイベント「スリーステップで古墳を学ぼう！」を開催している。

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市、以下「世界遺産会議」という）においてもリーフレットやウォーキング・マップ、ホームページを作成し、国内外に情報を発信している。また、百舌鳥・古市古墳群周辺の観光案内冊子を刊行し、レンタサイクルやもず・ふるカードの案内を記し周遊を促している。いずれも増刷に合わせて、記載内容の見直しや修正を行っている。

課題 世界遺産の構成資産に情報が偏りがちとなる。

③歴史・文化に対する市民意識等の把握

利晶の杜や百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備、百舌鳥古墳群の世界遺産登録の前後で実施されたイベント等により、堺の歴史・文化資源の理解や保存に対する意識醸成につながった。平成22年(2010)に実施した「平成22年度市民意識調査」の結果では、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて全体の4割弱にとどまっていたものが、令和4年(2022)に実施した「令和4年度市民意識調査」では71.5%と7割を超えた。

課題 世界遺産登録年には市民意識は向上したが、時間の経過により関心が下降する恐れがある。百舌鳥古墳群に関連する各計画でのパブリックコメントの意見として、上空からの眺望できる環境整備、百舌鳥古墳群ビジターセンターの展示充実、大仙公園内にある施設の見直しやユニバーサルデザインへの要望がある。

④史跡等文化財の保存活用に係る体制の状況

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成19年(2007)4月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局となった。その後、平成22年(2010)4月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年(2019)度の条例及び規則の改正に伴い、令和2年

(2020)4月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を、世界遺産課が世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保存と活用等の業務を行うことになった。さらに、令和5年度(2023)より、文化部文化財課、世界遺産課と博物館を「歴史遺産活用部」に再編し、歴史文化資源の活用・発信や(仮

称) 堺ミュージアムの検討に向けた効果的な連携を図っている。公有化された史跡には、公園部局が管轄している古墳もあり、管理・整備も担っている。管理・整備にあたっては世界遺産課・文化財課と協議し実施している。

課題 市をはじめ、所有者等による日常的な維持管理、点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める必要がある。市単独事業だけでなく近隣の施設と連携して古墳を学ぶ機会を拡充する等、体制の充実が求められる。

⑤文化財の保存活用に関わっている各種団体の状況

本市では、歴史・文化の保存・活用に係る様々な団体が活動している。平成18年(2006)4月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、政策会議の設置や区域まちづくり事業の実施など、区域ごとの特色を活かして、様々な取組を行っている。

文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO法人堺観光ボランティア協会」等が様々な活動を繰り広げている。同協会(会員数256名:令和2年(2020)4月現在)では定期的に研修会や勉強会を実施し、ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、文化財等の特別公開等への協力、学校との連携活動等を実施している。

百舌鳥古墳群周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ伝えていくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年2回実施している。

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産に登録の機運を高めるため、市民等が主体となって「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産を応援する堺市民の会」が平成27年に設立された。令和2年7月現在、会員数は41,792名を数え、古墳群を次世代に守り伝え、価値や魅力を発信する取組を進めている。

課題 今後とも、これら地域の団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図りながら、歴史・文化の担い手育成等についても検討を行う必要がある。

⑥整備基本計画(第1期)で示した計画の取組状況

第1期計画策定後の整備実施状況は次頁のとおりである。

確認中

| 年度 | | |
|---|---|--|
| 古墳に関する整備 | その他の整備 | 計画策定等 |
| 平成 29 年度 (2017) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 修景整備 (木竹伐採) ・御廟表塚古墳 修景整備 (木竹伐採、木柵修繕他) ・丸保山古墳 修景整備 (樹木剪定他) ・旗塚古墳 修景整備 (樹木間伐他) ・乳岡古墳 追加指定地公有化 ・収塚古墳 説明板改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳) ビュースポットの整備完了 ・大仙公園いこいの広場におもてなしトイレ整備完了 ・大仙公園上野芝地区 (寺山南山古墳東側) 整備工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期整備基本計画策定 |
| 平成 30 年度 (2018) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 修景整備 (竹木伐採他) ・長塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・塚廻古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・丸保山古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・寺山南山古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・旗塚古墳 工作物撤去 (八つ橋基礎・模木階段) ・丸保山古墳・御廟表塚古墳 (排水施設設置) ・御廟表塚古墳 整備に伴う範囲確認発掘調査 ・いたすけ古墳等 説明板改修 (収塚古墳以外) | <ul style="list-style-type: none"> ・「百舌鳥古墳群周遊ナビ」アプリ配信開始 ・周遊路サイン整備 | |
| 平成 31・令和元年度 (2019) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 修景整備 (竹木伐採他) ・御廟山古墳内濠 指定地公有化 | <ul style="list-style-type: none"> ・周遊路サイン整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録 |
| 令和 2 年度 (2020) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 修景整備 (竹木伐採他) ・長塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・文珠塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・乳岡古墳 境界フェンス設置に伴う樹木伐採 ・御廟表塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) | <ul style="list-style-type: none"> ・百舌鳥古墳群ビジターセンターオープン ・堺市博物館 (古代常設展示エリア) リニューアルオープン | <ul style="list-style-type: none"> ・御廟表塚古墳 整備工事基本設計策定 |
| 令和 3 年度 (2021) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 環境整備 (井戸からの給水管設置) ・長塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・塚廻古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・文珠塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・御廟表塚古墳 修景整備 (木竹伐採他) ・御廟山古墳 保存整備 (余水吐切下工事) | <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ公園改修工事着手 ・御廟表塚古墳筒井家外門調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・御廟表塚古墳 整備工事実施設計策定 |
| 令和 4 年度 (2022) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・長塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・塚廻古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・文珠塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・御廟表塚古墳 修景整備 (樹木伐採他) ・寺山南山古墳 工事残土・立入り防止柵等の除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ公園改修工事 ・大仙公園上野芝地区 (寺山南山古墳北側) 整備工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画策定 |
| 令和 5 年度 (2023) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ古墳 (名称看板設置) ・長塚古墳 (名称看板設置) ・塚廻古墳 (樹木伐採他) | <ul style="list-style-type: none"> ・いたすけ公園改修工事完了 ・御廟表塚古墳 筒井家外門修復工事 | |

第 1 期整備計画策定後の整備状況

| No. | 古墳名 | 方針概要 | 取組状況 | |
|------------------------------|--|---|---|--|
| | | 第1期計画策定後の課題 | | |
| 中期 | 1 | いたすけ古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 ・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。 ・周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 ・隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・A ・C ・C ・C ・C |
| | 課題：樹木伐採後の地被類の生育状況を注視する必要がある。 | | | |
| | 3 | 収塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋没した周濠や削平された前方部の追加指定・公有化が完了した時点で整備を実施する。 ・整備は墳丘への動線確保などを行う。 ・周濠や前方部の平面形が理解できるような表示や解説施設の設置を行う。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・C ・C ・A ・B |
| | 課題：百舌鳥駅前広場整備の進捗に合わせて、発掘調査や追加指定、整備計画を検討する必要がある。 | | | |
| | 5 | 文珠塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 ・墳丘の削平跡の保護を行う。 ・公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。 ・履中天皇陵古墳への眺望が可能な動線を設定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・B ・B ・B ・C ・C |
| 課題：樹木伐採後の地被類の生育状況を注視する必要がある。 | | | | |
| 9 | ドンチャ山古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・B ・A ・A ・C | |
| | | 課題：特になし | | |
| | | 10 | 正楽寺山古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。 |
| 課題：特になし | | | | |
| 14 | グワシヨウ坊古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。 ・墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような解説施設の設置を行う。 ・調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。 ・隣接する旗塚古墳と一体的に整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・B ・B ・C ・A ・A ・C | |
| | | 課題：特になし | | |

| | | | | |
|---------------------------|------------------------------|---|---|---|
| 長期 | 15 | 旗塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・整備の際には墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。 ・現在は削平されて視認できない造り出しが理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・隣接するグワシヨウ坊古墳と一体的に整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B ・ B ・ C ・ A ・ C |
| | 課題：特になし | | | |
| | 17 | 七観音古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備にあたる。 ・暫定的な整備として、解説板の改修を行い、将来的には、植栽の検討とともに、古墳としての景観整備を実施する。 ・隣接する寺山南山古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B ・ A ・ C |
| | 課題：特になし | | | |
| | 2 | 長塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に囲まれているため、枯損木や墳形視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。 ・道路に接する後円部側を対象として、部分的な整備や動線を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B ・ B |
| | 課題：樹木伐採後の地被類の生育状況を注視する必要がある。 | | | |
| | 4 | 塚廻古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・下草の育成を促し墳丘の保護を図る。 ・公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。 ・整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望が可能な修景を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B ・ B ・ C ・ C ・ C |
| | 課題：樹木伐採後の地被類の生育状況を注視する必要がある。 | | | |
| | 6 | 丸保山古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・前方部の墳丘が見学できるような動線を確保する。 ・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い修復・保全を図る。 ・後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議したうえで実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ C ・ C ・ C |
| | 課題：特になし | | | |
| 7 | 乳岡古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。 ・墳頂部の石棺についての解説施設の方法を検討する。 ・西側の急斜面への安全確保をふまえた整備を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ C ・ C ・ C | |
| 課題：追加指定範囲を含めた整備を検討する必要がある | | | | |
| 11 | 鏡塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう導線を設定する。 ・公有化が完了した時点で、整備を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A ・ A ・ C | |
| 課題：特になし | | | | |
| 12 | 善右子門山古 | <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が完了した時点で、整備を実施する。 ・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 ・方墳と理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・いたすけ古墳と連携した整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ C ・ B ・ A ・ C | |
| 課題：特になし | | | | |

| | | | | |
|----------|----|------|---|--|
| | 13 | 銭塚古墳 | <ul style="list-style-type: none"> ・古墳保護のための整備が完了している。 ・学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A ・ C |
| 課題： 特になし | | | | |

| 8 御廟表塚古墳 | | |
|------------------|--|------|
| 古墳の形態：帆立貝形古墳 | 立地の特性：住宅街、中百舌鳥駅に近接 | 取組状況 |
| 所有者：堺市 | 世界文化遺産構成資産：非該当 | |
| 整備の方向性 保存のための | ①適切な間伐と剪定を行う | ①A |
| | ②防草シートは除去し、下草育成により土砂流出を防ぎ墳丘を保護する | ②B |
| | ③竹林は除去する | ③A |
| | ④墳丘裾南側は低木の生垣や木柵などによって史跡境界を明示する | ④B |
| | ⑤残存する周濠は調査成果に基づき、必要に応じて保存処置を講じる | ⑤B |
| | ⑥周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める | ⑥B |
| 活用の方向性 ための整備の | ⑦隣接地への雨水流出を防ぐため排水溝を設置する | ⑦B |
| | ⑧竹林を除去し、アプローチと西高野街道からの眺望を確保する | ⑧A |
| | ⑨民家との隣接地には必要に応じて植栽や柵などを設置し、プライバシーの確保に努める | ⑨B |
| | ⑩既設の見学者用通路等を改修し、周濠外肩に木柵を設置する | ⑩B |
| | ⑪現況の落葉広葉樹を中心とした林相に当地の特徴的な樹木であるクスノキを交え、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）と一体的な景観形成に努める | ⑪B |
| | ⑫間伐と剪定によりニサンザイ古墳や中天皇陵古墳の眺望を確保する | ⑫A |
| | ⑬古墳の解説板だけでなく、百舌鳥古墳群の概要や西高野街道、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）についての解説板を西高野街道に面した入口に設置する。既存の解説板は撤去し、史跡の標柱石は街道沿いに移設する | ⑬B |
| | ⑭西高野街道沿いの生垣と門は将来的な活用を見据え、現況保存する | ⑭B |
| | ⑮街道沿いに駐輪場を設置する | ⑮B |

第1期計画に基づき整備事業を進め、令和7年3月に整備工事が完了した。（修正要）



御廟表塚古墳 整備イメージ図

| 16. 寺山南山古墳 | | |
|-----------------------|---|------|
| 古墳の形態：方墳 | 立地の特性：大仙公園、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳 | |
| 所有者：堺市 | 世界文化遺産構成資産：該当 | 取組状況 |
| 整備の方向性のための 保存の方向性の | ①調査成果に基づき、墳丘上段と造り出しを盛土で修復し、表土の流出を防ぐため 地被類で保護する | ①C |
| | ②周濠は埋没保存を図り、履中天皇陵古墳の外濠とあわせて平面的に遺構表示する | ②B |
| | ③墳丘上の樹木を伐採する | ③B |
| 整備の方向性のための 活用の方向性の | ④墳頂とテラスを巡る見学者用通路を設定する | ④B |
| | ⑤墳頂は履中天皇陵古墳など古墳群を眺望するビュースポットとする | ⑤B |
| | ⑥履中天皇陵古墳ビュースポットや七観山古墳跡展望台からの眺望を確保し、七観 音古墳と古墳群景観を形成する | ⑥B |
| | ⑦埴輪や葺石など築造状況の理解を促す解説板等を設置する | ⑦A |
| | ⑧周遊拠点として百舌鳥古墳群の概要や履中天皇陵古墳周囲の中小古墳に関する解 説板等を設置する | ⑧C |
| | ⑨大仙公園内にあるため公園部局と連携しながら整備する | ⑧B |
| | ⑩史跡内の旧住宅フェンスや公園残土等を撤去する | ⑨B |

第1期計画策定時は短期整備として整備を進める予定であったが、世界遺産の構成資産であることから、世界遺産登録時の追加的勧告に従い、計画を再検討することとなった。一方、指定地周辺では公園整備が完了し、公園整備において履中天皇陵古墳の外濠を平面表示している。整備された公園は子どもたちの遊び場となっており、公園と一体的な整備が急務である。



寺山南山古墳周辺の公園整備

(4) 広域関連整備の現状と課題

堺市内の文化的・歴史的資源として、市内には百舌鳥古墳群の他にも多くの文化財が残されている(図 参照)。とりわけ、国指定重要文化財の大阪府陶邑窯跡群出土品や市指定有形文化財の衝角付兜型埴輪(いたすけ古墳出土)や黒姫山古墳出土甲冑類は、百舌鳥古墳群との歴史的つながりが非常に深い文化財である。ほかにも竹内街道をはじめとする街道や百舌鳥古墳群に関する古文書を有する登録文化財筒井家住宅など、文化財が市内各所に分布している。また、百舌鳥古墳群の西方には環濠都市区域があり、交通の要衝として発達し、勘合・南蛮貿易の拠点として繁栄を極めた。今も近世の建造物が残り、刃物や線香をはじめとする伝統産業が今も営まれ、特別な空間として訪れる人々を魅了している。このように、百舌鳥古墳群や環濠都市区域に存する文化財が数多く残されている現状にあり、これらは、地域の魅力として広域的に有効活用ができる地域資源と評価できる。

これらの文化資源をネットワーク化し、学びや周遊のための選択肢を増やし、文化的資源のみならず、観光資源やイベント、特産品等の連携を高めることで、相乗効果として集客を図り、堺市の交流人口や滞在時間の増加に繋げていくことができるものと考えられるが、そうした広域的な観点での十分な整備には至っていないのが実情である。地域全体の持続的な維持に向けて、効果的な方策を検討し、それらを展開していくことが一つの課題となっている。

第4章 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

①これまでの計画における基本理念と基本方針

| 国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）（平成30年3月策定） | |
|---------------------------------|--|
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> ○わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める。 ○魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な遺構の保存処置や損壊対策を含めた保存整備を検討する。 ・整備や修復のための調査研究を深め、その成果に基づき史跡の本質的価値がわかりやすい整備を行うほか様々な手段によって情報発信に努める。築造当初の姿は、復元のほかに解説板や模型の設置など、来訪者にわかりやすい展示の方法を検討する。 ・保存のために行う緊急的な措置は、その後の整備の支障とならない範囲で実施する。 ○ 古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘上の樹木整理や周辺整備により、古墳の稜線や古墳の連なりを明確にし、地形や環境が連続的に眺望できる整備を行う。 ・周囲の環境に配慮しつつ、サインは古墳群のまとまりを伝えるようデザインを統一し、動線計画に基づいた来訪者支援の充実を図る。 ・現況の形状や植生の状況を踏まえて整備を行い、周囲の住宅等に配慮して公開範囲を設定する。 ○ 住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査も含め整備にあたっては、住民が参加できるよう工夫する。 ・古墳群を体感する場として、必要に応じた多角的な整備を進める。 ・地域の誇りとして、住民に親しまれる身近な古墳として整備する。 ・堺の魅力を伝える場、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する。 |
| 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（令和5年3月策定） | |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する ○史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす |
| 整備基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する ○調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす ○古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす |

③本計画の基本理念と基本方針

本計画は第1期整備基本計画の基本理念と基本方針を踏襲する。

(2) 整備の方向性

史跡百舌鳥古墳群の中には墳丘が樹木で覆われ、一部は削平されているなど古墳と認識することが困難なものもある。そこで樹木整理や墳丘の保護処置など保存のための整備を行ったうえで来訪者が史跡の価値を正確に知り、理解を深めるための活用に向けた整備も行う必要がある。整備は群として統一された方針で進めるが、画一的な整備ではなく、史跡の本質的価値を示す築造当時の姿や長期間にわたる人々との関わりの履歴を示す現在の姿など、個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である。

なかでも百舌鳥古墳群の中央に位置する大仙公園は、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と接するだけでなく様々な形や規模の古墳を内包している。公園内の谷状旧地形に沿って並ぶ古墳群は、整備によって古墳が連なる景観を創出し、来訪者に史跡の本質的価値を目に見える形で示すことが可能である。したがって大仙公園内の史跡は、墳丘を復元したり周濠を表示するなど築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できることをめざす。

ただし、墳丘等の復元展示は来訪者が築造時の姿をイメージしやすくなるため、調査成果など十分に検討したうえで、特質を最大限に伝えることができる場所を的確に選択する必要がある。史跡百舌鳥古墳群では、巨大古墳と様々な規模や形の古墳について理解できる場所が復元展示に最も効果的である。

一方で、住宅街に点在する古墳は、長期間にわたって人々の暮らしと共存してきた証左であり、現在の姿は人々との関わりの履歴を示すものとして重要である。また、住宅街における貴重な緑地空間を形成しているため、緑地としての機能にも配慮する必要がある。したがって、住宅街に点在する古墳は、緑地を維持しつつ間伐や剪定によって古墳の存在感を高めることをめざす。

